

意見案第1号

日ロフェリー一定期航路の存続を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成26年12月15日

提出者 富良野市議会議員 日里雅至 ㊟

賛成者 同 今利一 ㊟

同 同 渋谷正文 ㊟

同 同 広瀬寛人 ㊟

同 同 大栗民江 ㊟

同 同 萩原弘之 ㊟

同 同 岡野孝則 ㊟

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、国土交通大臣、地方創生担当大臣、北海道知事

## 日ロフェリー定期航路の存続を求める意見書

北海道とロシア連邦サハリン州との善隣友好関係を強化する中で、稚内・コルサコフ間の日ロフェリー定期航路は、平成11年から途切れることなく運行が継続され、今や北海道、サハリン州双方の住民にとって大きな財産となり、「地域間の架け橋」として北海道及びサハリン州において高い評価を得ているところである。

しかし、同航路の運航収支バランスは未だ厳しい状況であり、運航会社の経営全般の中で、「同航路の撤退を検討」と伝えられていることは、北海道とサハリン州との地域間交流への不安が北海道内の各地に広がっている。

同航路の運航を開始した当時から比べると液化天然ガスの生産の8割程度を日本向けに出荷するなど、サハリン州は大きく変貌しつつあり、昨年からは北海道とサハリン州との互恵的協力の拡大を図るべく道北9市(旭川市、稚内市、留萌市、芦別市、紋別市、士別市、名寄市、深川市、富良野市)による「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催し、「点から面へ」の拡がりを見せている。今やサハリン州は「不可欠な隣人」であり、物流の拡大など将来への期待が高まっている。

このように、北海道とサハリン州の善隣友好関係の強化や、互恵的協力の拡大は「地域の未来」そのものであり、同航路の運航存続に向け、国及び北海道においては、日ロフェリー定期航路の存続に向けた支援を図られるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月19日

富良野市議会  
議長 北 猛 俊